平成28年５月13日

各　　位

会 社 名　　森永製菓株式会社
代表者名　　代表取締役社長　新井　徹
（コード番号2201 東証１部）
問合せ先　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部長　杉浦 俊明
（TEL. 03-3456-0117）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年６月 29 日開催予定の第 168 期定時株主総会（以下「本株主総会」）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）本日別途開示のとおり、当社は、本株主総会において単元株式数変更に係る議案を付議する予定です。かかる単元株式数変更は、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するために行うものであり、これに伴い、単元株式数を 100 株に変更するものであります。

（２）平成 27 年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、補欠監査役の選任決議に関する規定である現行定款第 35 条第２項の根拠条文の項数が変更となりましたので、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．定款の一部変更の条件

本株主総会において、株式併合に係る議案、単元株式数の変更に係る議案および定款一部変更の件に係る議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

４．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年６月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年６月 29 日（予定）

（ただし、変更案第６条および第７条の効力発生日は平成 28 年 10 月１日（予定））

５．その他

本日別途、「株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以　　上

（別紙）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第２章　株式 (発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、10億株とする。 (単元株式数) 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 (任期) 第35条 ２　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第２章　株式 (発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、２億株とする。 (単元株式数) 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。 (任期) 第35条 ２　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  （新設） （新設）	（附則） 第１条　第６条および第７条の変更は、平成28年10月１日をもって、その効力を生じるものとする。 第２条　前条および本条は、平成28年10月１日をもって削除するものとする。